

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年2月28日
【会社名】	アルパイン株式会社
【英訳名】	ALPINE ELECTRONICS, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 米谷 信彦
【本店の所在の場所】	東京都大田区雪谷大塚町1番7号 (同所は登記上の本店所在地で主要な業務は下記で行っています。 連絡場所 福島県いわき市好間工業団地20番1号)
【電話番号】	(0246)36-4111 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 管理担当 梶原 仁
【最寄りの連絡場所】	東京都大田区雪谷大塚町1番7号
【電話番号】	(03)5499-8111 (代表)
【事務連絡者氏名】	財務・広報部 部長 山崎 眞二
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社（以下「アルパイン」といいます。）は、平成29年7月27日付の取締役会において、アルプス電気株式会社（以下「アルプス電気」といい、アルパインとアルプス電気を総称して「両社」といいます。）を株式交換完全親会社とし、アルパインを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付で両社間で本株式交換に係る株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、平成29年7月28日付で臨時報告書を提出いたしました。

本株式交換は、両社間の持株会社体制への移行を伴う経営統合（以下「本経営統合」といいます。）を目的として行われるものであるところ、アルパインは、平成30年2月27日付の取締役会において、本経営統合の方法を一部変更すること（以下「本変更」といいます。）を決議し、同日付で両社間で、本株式交換契約について本変更に伴って必要となる変更を行うための株式交換契約の変更に関する覚書（以下「本株式交換契約変更覚書」といいます。）を締結しましたので、金融商品取引法第24条の5第5項において準用する同法第7条の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 2 報告内容

- (2) 本株式交換の目的
- (3) 本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容、その他の本株式交換契約の内容  
その他の本株式交換契約の内容
- (4) 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠  
利益相反を回避するための措置

イ アルパインにおける、利害関係を有しない第三者委員会からの答申書の取得

## 3【訂正内容】

訂正箇所は\_\_\_\_\_（下線）を付して表示しております。

## 2 報告内容

### (2) 本株式交換の目的

(訂正前)

(前略)

これによって、アルパインも、車載HMIシステムインテグレーターとしてアルプスグループ独自の高性能システム製品の創出、提案及び拡充を行い、新事業領域のビジネス拡大による企業価値向上を実現することが可能であり、ひいてはアルプスグループ全体の企業価値の最大化にも繋がるとの見解でアルプス電気と一致したことから、上記のアルプス電気による本経営統合の提案を受け、アルパインとしても持株会社体制へ移行することを決定いたしました。

本経営統合により、アルプス電気及びアルパインは、第4次産業革命の市場革新の環境のなかで電子部品事業と車載情報機器事業を中核にエレクトロニクスとコミュニケーションで人々の生活に貢献しつづけると共に、売上高1兆円企業グループに向けた持続的な価値創造型企業集団へと大きく転換して参ります。加えて、さらなるグループガバナンス向上にも努めることにより、グローバル規模での全てのステークホルダーの価値最大化に資することを目指して参ります。

(訂正後)

(前略)

これによって、アルパインも、車載HMIシステムインテグレーターとしてアルプスグループ独自の高性能システム製品の創出、提案及び拡充を行い、新事業領域のビジネス拡大による企業価値向上を実現することが可能であり、ひいてはアルプスグループ全体の企業価値の最大化にも繋がるとの見解でアルプス電気と一致したことから、上記のアルプス電気による本経営統合の提案を受け、アルパインとしても持株会社体制へ移行することを決定いたしました。

その後、両社は、統合準備委員会を発足させ、シナジー創出の協議と並行して、本経営統合後における望ましい体制を構築するという観点から、本吸収分割の内容等についても検討を進めて参りましたが、引き続き検討を行う必要があるとの判断に至ったため、平成29年12月22日付「吸収分割契約締結時期の変更に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたように、平成29年12月下旬に予定しておりました本吸収分割に係る吸収分割契約の締結を延期することとし、検討を継続して参りました。

両社は、その後の統合準備委員会においても、本経営統合後の持株会社の事業計画、最適なグループ構造、統合シナジーの実現時期や手法等、両社の持続的な成長を目指した戦略につき検討を進める中で、両社が直面する現在の市場環境においては、本経営統合によるシナジーを着実に実現し、市場における競争力を確保することが極めて重要であるとの結論に至りました。また、両社は、本経営統合によるシナジーを着実に実現するためには、まずは、両社がそれぞれ有している人事、総務、経理、法務等の管理部門及び経営戦略や事業戦略を担う企画部門等の共通機能について、同一法人内に各共通機能を担当する人員を所属させ、事業戦略機能を強化した上で、当該事業戦略に基づいて運営される両社の協業事業について、統合を強力に推進することが最適であると考えております。かかる考えの下、両社は、同一法人内において各事業の自律性を確保しつつ経営監督と業務執行の分離を実現するガバナンス体制とすることの重要性も考慮し、本経営統合後の経営体制につき、事業持株会社体制を採用した上で、カンパニー制及び執行役員制を導入することを決定いたしました。その際、本変更により会社分割に関する手続を行う必要がなくなったことから、本経営統合を加速する観点から、持株会社体制への移行日を平成31年4月1日から平成31年1月1日に前倒しすることを決定いたしました。加えて、両社は、事業持株会社体制の採用に際して、両社の一体感を高めることが重要であると考え、本経営統合後の商号を「アルプスアルパイン株式会社」とすることを決定いたしました。

現在の自動車業界は100年に1度とも言われる大きな変革の時代に入っており、特に、C A S E (Connected, Autonomous, Shared, Electric) とよばれる4つの領域においては、インターネットへの常時接続機能の搭載 (Connected)、自動運転 (Autonomous)、自動車シェアリングサービス (Shared) 及びハイブリッド車やEV等への電動化 (Electric) 等、他の業界に類を見ないほどの大きな変化が短期間に生じております。また、IT企業による自動車業界への進出に代表されるように、自動車業界の枠組みを超えた合従連衡の動きは従前よりも格段に加速しております。両社は、本経営統合の公表後も、それぞれの車載OEM顧客と会話を進めて参りました。両社は、車載OEM顧客と会話する中で、2018年度以降もC A S E 領域への経営資源の集中は自動車業界全体のトレンドであり続け、アルプス電気やアルパインのようなヒューマン・マシン・インターフェース (HMI) 等のサプライヤーは、単なる電子部品やモジュール製品の納入だけではなく、クルマ全体におけるHMIシステムの提案まで行うことが、本経営統合の検討当初に想像していた以上に期待されていることを実感するに至りました。このように目まぐるしく変化している車載市場環境を踏まえ、両社の強みを融合させた新製品の開発及び市場投入までの時間の短縮は、両社にとって喫緊の課題となっております。両社は、本経営統合を加速し、シナジー効果を着実に創出することで、これらの課題に速やかに対処し、顧客の期待に応えることが可能になると考えております。

そのためには、経営資源の効率的な分配、新規ビジネス領域の創出及び新技術の開発等を加速させることが重要であり、とりわけ、両社の持つコアデバイス技術、システム設計力及びソフトウェア開発力を活用したシステムインテグレーション製品を主軸とする顧客へのソリューション提供は必要不可欠です。これらを着実に実現するためには、

両社の共通機能を担当する部門及び両社の協業事業を担当する部門につき、柔軟かつタイムリーな人事異動や指揮命令の明確化等を可能とする体制が確保されていることが不可欠であるため、両社は、これらの部門に関わる人員が同一法人に所属することが可能となる事業持株会社体制が望ましいとの判断に至りました。本変更後の事業持株会社体制の下では、両社の共通機能を担当する部門及び両社の協業事業を担当する部門の人員を事業持株会社という同一法人内に留めることが可能であり、従前、両社に別々に帰属していた車載事業領域において、統合効果を着実に実現できると考えております。また、本経営統合の加速はE H I I (Energy、Healthcare、Industry、IoT (Internet of Things)) 等の市場における新事業の着実な確立にも寄与するものと考えております。

他方、両社は、両社の統合していくべき機能を統合する一方で、本経営統合後も、アルプス電気の事業とアルパインの事業の自律性が確保されること、また、経営監督と業務執行を分離し、透明・公正な手続に基づく迅速・果敢な意思決定を確保することが重要であると考えております。そのため、両社は、事業持株会社体制の下で、カンパニー制を導入することで各事業の自律性を確保すると共に、執行役員制を導入することで経営監督と業務執行の分離を図ることが望ましいと判断いたしました。

具体的には、両社は、事業持株会社体制及びカンパニー制の下で、管理部門（人事、総務、経理及び法務等）及びグローバル事業企画部門等の戦略・企画立案を担う部門等の共通機能について、アルプス電気（持株会社体制移行日以降の商号は「アルプスアルパイン株式会社」）に当該部門の人員を集中させて参ります。同時に、主として電子部品事業を担当する「アルプスカンパニー」及び主として車載情報機器事業を担当する「アルパインカンパニー」を設け、両社間の協業を推進して参ります。そして、「アルパインカンパニー」内において、両社が協業する事業に関連する人員を、アルパインから「アルプスアルパイン株式会社」に移転させることで、両社で取り組んでいる新技術領域開発の協創プロジェクトの推進をはじめシナジー効果が期待される両社の事業の一体的な運営を実現して参ります。また、両社の現在の取締役の一部が「アルプスアルパイン株式会社」の取締役となり、アルプスグループ全体の事業を監督すると共に、「アルプスアルパイン株式会社」に執行役員制を導入し、「アルプスカンパニー」及び「アルパインカンパニー」のそれぞれを執行役員が運営することで、経営監督と業務執行を分離すること等を予定しております。併せて、両カンパニーを横断した「統合執行役員会」を設置し、両社の本経営統合後の事業戦略機能を強化いたします。

なお、両社は、純粋持株会社体制の採用を前提として、本経営統合後の持株会社の社名を「アルプスHD株式会社」とすることとしておりました。しかし、事業持株会社体制を採用するにあたり、社名についても両社の強みとブランド力の統合という新たなチャレンジと、成長に向けて両社の一体感を高めることが重要であると考え、改めてアルプス電気とアルパインとの間で協議を行いました。その結果、両社は、本定款変更後の持株会社の商号を「アルプスHD株式会社」ではなく、「アルプスアルパイン株式会社」とすることを決定いたしました。

両社は、統合対象とする機能の詳細につき、統合準備委員会及び本経営統合後の「アルプスアルパイン株式会社」にて、両社の業務システムやITインフラ等の整理・統合を含め、経営資源の相互活用や両社の共通機能及び協業事業の効率的かつ迅速な統合を実現する方法を検討し、本経営統合の実現を加速するとともに、目的とするシナジーを着実に実現して参ります。これにより、両社は、目まぐるしく変化する市場環境及び多様な顧客要求に迅速かつ柔軟に対応することが可能になり、アルプスグループ全体としての企業価値を着実に高めることができると考えております。

本経営統合により、アルプス電気及びアルパインは、第4次産業革命の市場革新の環境のなかで電子部品事業と車載情報機器事業を中核にエレクトロニクスとコミュニケーションで人々の生活に貢献しつづけると共に、売上高1兆円企業グループに向けた持続的な価値創造型企業集団へと大きく転換して参ります。加えて、さらなるグループガバナンス向上にも努めることにより、グローバル規模での全てのステークホルダーの価値最大化に資することを目指して参ります。

### (3) 本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容、その他の本株式交換契約の内容

#### その他の本株式交換契約の内容

##### (訂正前)

アルパインが、アルプス電気との間で、平成29年7月27日付で締結した本株式交換契約の内容は、添付のとおりであります。

##### (訂正後)

アルパインが、アルプス電気との間で、平成29年7月27日付で締結した本株式交換契約の内容及び平成30年2月27日付で両社間で締結した株式交換契約の変更に関する覚書の内容は、添付のとおりであります。

(4) 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

利益相反を回避するための措置

イ アルパインにおける、利害関係を有しない第三者委員会からの答申書の取得

(訂正前)

(前略)

第三者委員会は、かかる経緯の下、これらの説明、算定結果その他の検討資料を前提として、本株式交換を行うとの決議をアルパインの取締役会が行うことはアルパインの少数株主にとって不利益なものではないと認められる旨の答申書を、平成29年7月26日付で、アルパインの取締役会に提出しております。

(訂正後)

(前略)

第三者委員会は、かかる経緯の下、これらの説明、算定結果その他の検討資料を前提として、本株式交換を行うとの決議をアルパインの取締役会が行うことはアルパインの少数株主にとって不利益なものではないと認められる旨の答申書(以下「原答申書」といいます。)を、平成29年7月26日付で、アルパインの取締役会に提出しております。

その後、アルパインの取締役会は、平成30年2月2日、上記3名による第三者委員会を改めて設置し、第三者委員会に対して、本変更がなされた場合、原答申書における意見の内容に変更があるか否かについて、諮問いたしました。

第三者委員会は、平成30年2月2日から平成30年2月26日までに、平成30年2月27日付「2018年3月期通期業績予想の修正を踏まえた財務予測が株式交換比率算定に与える影響の検証結果に関するお知らせ」に記載の諮問事項に関する検討と併せて、会合を合計6回開催したほか、情報収集を行い、必要に応じて随時協議を行う等して上記諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。第三者委員会は、かかる検討にあたり、アルパインから、本経営統合の目的、車載市場を中心とした現状の両社を取り巻く環境、本変更に至った経緯、理由等についての説明を受け、また、アルパインのフィナンシャル・アドバイザーであるS M B C日興証券から本変更が株式交換比率に与える影響等に関する説明を受けております。また、アルパインの法務アドバイザーであるT M I総合法律事務所から、本変更に係るアルパインの取締役会の意思決定の方法及びその過程等に関する説明を受けております。第三者委員会は、かかる経緯の下、これらの説明、その他の検討資料を前提として、本株式交換契約変更覚書を締結するとの決議をアルパインの取締役会で行うことは、アルパインの少数株主にとって不利益なものではなく、原答申書における意見の内容に変更はないと判断される旨の答申書を、平成30年2月26日付で、アルパインの取締役会に提出しております。

(添付訂正前)

株式交換契約書  
 (省略)

(添付訂正後)

株式交換契約書  
 (省略)

株式交換契約の変更に関する覚書

アルプス電気株式会社(以下「甲」という。)及びアルパイン株式会社(以下「乙」という。)は、甲及び乙の間で締結した2017年7月27日付株式交換契約(以下「原契約」という。)の変更に関し、2018年2月27日、以下のとおり覚書(以下「本覚書」という。)を締結する。なお、本覚書における用語の定義は、本覚書に定めのある場合を除き、原契約の定めに従うものとする。

第1条(原契約の変更)

甲及び乙は、原契約を、以下のとおり変更することに合意する(なお、下線は変更箇所を示す。)

変更前	変更後
<p>第10条(その他の組織再編)</p> <p>甲及び乙は、本締結日以降、甲及び甲の完全子会社として設立する予定のアルプスHD株式会社(以下「丙」という。)の間で、甲を吸収分割会社、丙を吸収分割承継会社とし、甲のグループ経営管理事業及び資産管理事業を除く事業に関して有する権利義務を丙に承継する吸収分割(以下「本吸収分割」という。)に係る吸収分割契約(以下「本吸収分割契約」という。)が締結される予定であり、2018年6月下旬に開催予定の甲の定時株主総会において本吸収分割契約について承認が得られること及び本吸収分割契約に定める本吸収分割の効力発生日の前日までに丙の株主総会において本吸収分割契約について承認が得られることを条件として、2019年4月1日を効力発生日として本吸収分割が行われる予定であることを確認する。</p>	<p>第10条(経営統合)</p> <p>1. 甲及び乙は、本株式交換の効力発生を条件として、2018年6月下旬に開催予定の甲の定時株主総会における承認を得て甲の定款を一部変更した上、本効力発生日付で、甲及び乙の間で事業持株会社体制への移行を伴う経営統合(以下「本経営統合」という。)を行う予定であることを確認する。</p> <p>2. 本経営統合後の甲及び乙における経営体制、組織及び事業運営方法その他の本経営統合に関する基本的な事項については、甲及び乙が誠実に協議の上、決定する。</p>

第2条(原契約のその他の規定の効力)

前条に定める事項を除き、原契約の規定は、本覚書の締結によって何ら修正又は変更されることなく、従前どおりその定めるところに従って効力を有するものとする。

第3条(規定外事項)

本覚書に定めのない事項については、原契約の定めに従うものとする。

本覚書締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2018年2月27日

東京都大田区雪谷大塚町1番7号  
 甲 アルプス電気株式会社  
 代表取締役社長 栗山 年弘

東京都大田区雪谷大塚町1番7号  
 乙 アルパイン株式会社  
 代表取締役社長 米谷 信彦

以上